

財務に関する事務に係る内部管理実施要領

(目的)

第1条 この要領は、兵庫県内部管理推進要綱（以下「要綱」という。）に基づき、財務に関する事務に係る業務レベルの内部管理の円滑な運用を図るため、各組織が取り組む事項、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部管理財務担当責任者 要綱 I 5 (3) に規定する内部管理財務担当責任者をいう。
- (2) 内部管理責任者 要綱 I 5 (4) に規定する内部管理責任者をいう。
- (3) 内部管理総括推進員 要綱 I 5 (5) に規定する内部管理総括推進員をいう。
- (4) 内部管理副総括推進員 要綱 I 5 (6) に規定する内部管理副総括推進員をいう。
- (5) 内部管理推進員 要綱 I 5 (7) に規定する内部管理推進員をいう。
- (6) 推進部局 要綱 I 5 (10) ② に規定する推進部局をいう。
- (7) 評価部局 要綱 I 5 (10) ③ に規定する評価部局をいう。

(リスクの洗い出し及び分析・評価)

第3条 内部管理財務担当責任者（以下「財務担当責任者という。」）及び推進部局は、財務に関する事務の全庁的なリスク（以下「全庁的リスク」という。）を洗い出した「財務に関する事務のリスク一覧（別紙1）」を作成する。

- 2 財務担当責任者及び推進部局は、リスクの分析・評価の目安（別紙2）を作成するとともに、全庁的リスクの影響度及び発生可能性を分析し、これらを踏まえて量的重要性及び質的重要性について評価を行う。
- 3 内部管理推進員（以下「推進員」という。）は、リスク一覧を参考に、所管する業務に係るリスク（以下「所属リスク」という。）を識別し、「所属リスク検討シート（様式1）」に記載するとともに、その影響度及び発生可能性を分析し、これらを踏まえ量的重要性及び質的重要性について評価を行う。

(重点リスクの選定)

第4条 財務担当責任者及び推進部局は、全庁的リスクの分析・評価の結果を踏まえ、全庁的リスクのうち重要性の高いリスクの中から、全庁で重点的に取り組む必要性のあるリスクを全庁重点リスクとして選定し、当該リスクの内容を「リスク評価シート（様式2）」に記載する。

- 2 推進員は、所属リスクの識別、分析・評価の結果を踏まえ、全庁重点リスク以外に、所属として取り組む必要性の高いリスクを所属重点リスクとして選定し、当該リスクの内容をリスク評価シートに記載する。

(リスク対応策の整備)

第5条 推進員は、全庁重点リスク及び所属重点リスク（以下「重点リスク」という。）に対する対応策を検討し、リスク評価シートに記載する。

- 2 推進員は、第1項で検討したリスク対応策を適宜適切な時期に実施するとともに、規程・マニュアル等の改訂等を行う。

- 3 内部管理副総括推進員（以下「副総括推進員」という。）は、推進員が作成したリスク評価シートをとりまとめ、内部管理責任者及び内部管理総括推進員（以下「総括推進員」という。）と協議した上で、別途通知する日までに推進部局に提出する。

（日常的モニタリング）

第6条 推進員は、通常の業務に組み込まれた一連の手続（決裁、財務規則第190条に基づく自己検査、管理職等による抽出調査、その他の自己点検等）を通じて、内部管理の有効性を継続的に検討・評価する。

（内部管理の自己評価）

第7条 推進員は、日常的モニタリングの結果を踏まえ、リスク対応策の整備が適時に実施されたか、リスク対応策の内容が適切であったか、自己点検やその後の改善が適切に実施されたかの観点から有効性の評価（自己評価）を行い、不備の有無の把握及び不備がある場合には当該不備が重大な不備に当たるかどうかの判断を行う。

- 2 推進員は、自己評価の結果をリスク評価シートに記載し、副総括推進員に提出する。
- 3 副総括推進員は、各所属のリスク評価シートをとりまとめ、責任者及び総括推進員に協議した上で、評価対象期間終了後2か月以内に、評価部局に提出する。

（内部管理の独立的評価）

第8条 財務担当責任者及び評価部局は、会計審査、会計事務指導等を通じて、所属におけるリスク対応策の整備・運用状況を確認するとともに、推進員による自己評価や不備に対する改善・是正、当該不備が重大な不備に当たるかどうかの判断等が適切に行われたかどうかについての評価（独立的評価）を行う。

- 2 財務担当責任者及び評価部局は、独立的評価の結果をリスク評価シートに記載する。

（不備の改善及び是正等）

第9条 推進員は、モニタリングの過程で不備が発見された場合は、重大な不備については速やかに是正を行い、それ以外の不備については、状況に応じて、適宜、適切な時期に改善を行う。

- 2 副総括推進員は、重大な不備について、是正後速やかに、当該不備の内容及び原因、是正までの間に当該不備により生じた影響、講じた是正措置の内容等を取りまとめ、責任者及び総括推進員に協議した上で、評価部局へ報告する。
- 3 推進員は、把握された不備がリスク評価シートに記載されていないリスクであり、リスクの分析・評価の結果、重要性が高いと判断した場合は、リスク評価シートに所属重点リスクとして追加する。

（リスク評価シートへの改善事項等の反映）

第10条 推進員は、モニタリングの過程で発見された不備を改善、是正等した場合は、速やかにその改善、是正等を踏まえたリスク対応策を整備するとともに、リスク評価シートに反映させるものとする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。